

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2) 景観形成基準

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさを感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出(原則として30センチメートル以上)のある勾配屋根(原則として10分の3.5から10分の5までの勾配)とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した庇の設置に努める。 ・屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="579 1458 1289 1570"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ(禁止色を除く。)とする場合。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下	
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y								
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下								
彩度	2 以上 4 以下									

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項 目		基 準
建 築 物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
	敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース(車庫)とし、道路側には地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、地区内の伝統的街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
<p>建築物</p> <p>配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・公共空間等に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
<p>形態意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。 ・低層部では、地区内の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・地区内の伝統的街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はページュとする。 <table border="1" data-bbox="577 1413 1289 1512"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はページュ(禁止色を除く。)とする場合。 特に低層部の外壁は、地区内の伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下	
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y								
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下								
彩度	2 以上 4 以下									

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項 目		基 準
建 築 物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
	敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース(車庫)とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、地区内の伝統的街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

③ 工作物等

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物は、公共空間等から望見できる場合には、都市計画に基づく建築物の高さの最高限度以下とする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 公共空間等に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間等から直接見えにくいような配置とする。 やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には、原則として設置しない。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の形態意匠は、地区内の伝統的な街並みと調和するものとする。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 工作物の基調とする色彩においては、禁止色は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 塀・垣・さく等を設ける場合は、地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 やむを得ず、公共空間等に面する部分にブロック塀を設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する修景に工夫されたものとする。 用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、原則として、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材を採用する。

④ 土地の形質・その他

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> 必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 大規模なのり面が生じないよう配慮する。 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 土地の形質の変更後の当該土地の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

項 目		基 準
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。(維持管理作業は除く) ・木竹の伐採後の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・資材置き場や土砂堆積場その他物件の堆積にあつては、物件の堆積後の当該物件の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・公共空間等から望見できる場所で物件の堆積を行う場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する板塀、土塀、竹垣等又は生垣で目隠しによる修景を施すこと。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、地区内の伝統的な街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、地区内の伝統的な街並みに配慮し、緑化に努める。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・公共空間等に面する部分は、地区内の伝統的な街並みと調和に配慮し、原則として、生垣・竹垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景を施す。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

特記事項

(用語の意義)

- 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 低層建築物 建築物の高さが10メートル以下の建築物をいう。
 - 中高層建築物 建築物の高さが10メートルを超える建築物をいう。
 - 軒の出 外壁面(木造にあつては、外壁又はこれに代わる柱の中心線)から軒の先端までの水平距離をいう。
 - 公共空間等 道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設をいう。
 - 太陽光発電設備等 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備をいう。
(禁止色)
- 屋根及び外壁の禁止色は、次のとおりとする。ただし、着色していない木、石等の自然素材の色彩は、この限りでない。
 - マンセル値による色相及び彩度が次に掲げるもの
 - R(赤)系及びYR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - A及びI以外の色相で、彩度が2を超えるもの
 - 蛍光色
(認定の特例)
- 市長は、美しい景観のまちづくりに寄与し、又は支障がないと認められる建築物及び工作物又は建築物及び工作物の部分について、形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。